

第 10 回 大阪府・大阪市税務事務連携協議会 概要

開催日時：平成 30 年 6 月 27 日（水） 16：30～17：05

場所：大阪市役所 屋上階 P 1 会議室

出席者：会長	松井 聡（大阪府財務部税務局長）
副会長	燈田 豊（大阪市財政局税務総長）
大阪府財務部税務局	檜原 稔（税政課長）
	田嶋 千人（税政課参事）
	大野 智子（税政課税務企画補佐）
	辻本 徳生（徴税対策課長）
	前田 香（徴税対策課事業税補佐）
	田中 稔文（徴税対策課不動産補佐）
	大垣 浩一（徴税対策課自動車税補佐）
	竹中 誠一（徴税対策課納税補佐）
大阪市財政局税務部	井戸 伸浩（税務部長）
	大西 敬一郎（管理課長）
	西田 佳宏（管理課システム等担当課長代理）
	池邊 正雄（課税課長）
	森 優（固定資産税担当課長）
	森本 浩史（収税課長）

会議の概要：

1 開会

（会長）

大阪府及び大阪市の税務事務について、住民サービスの向上や効率的な事務運営、適正・公平な賦課徴収並びに自主財源である府税及び市税の確保を図るため、府市の間でしっかりとした連携・協力体制を構築してきた。

今後は、これまでに構築した府市の連携・協力体制をより強固なものとし、住民サービスの向上や事務の効率化、職員の人材育成など、府市連携の取組みをさらに進めてまいりたい。

また、法定協議会において大都市制度の議論が進められているが、どのような組織形態であっても、税務行政に間違いは許されないことから、適正・公平な地方税の賦課徴収という税務行政の本来の責務を果たすためにも、法定協議会等の動きを注視し、府・市の税務部門に共通する賦課徴収全般にわたる課題等について、今後とも協議・調整してまいりたい。

2 議事

(1) 法人関係申告等受付窓口の実施状況について

●サービス向上部会から資料説明（資料 1）

納税者の利便性を高めるため、平成 25 年 4 月に大阪府新別館北館地下 1 階の中央府税事務所総合窓口と船場法人市税事務所分室を併設し、大阪府と大阪市の法人関係税の申告書受付や納税証明書の発行を行う窓口を設けて 5 年が経過した。平成 28 年 3 月からは大阪市の事業所税の申告書についても受付を開始した。

また、3 月決算の法人関係税の申告が集中する 5 月末には、本年も 2 日間特設会場を設け、受付業務を行った。

法人関係申告書等の受付件数は、平成 28 年度と平成 29 年度を比較すると大阪府、大阪市とも減少しているが、主な要因は電子申告の普及によるものと考えている。しかしながら、中央府税事務所の窓口における受付件数の割

合は市内府税事務所全体の3割以上、船場法人市税事務所分室では市全体の受付件数の2割を維持している状況である。

納税証明書発行の発行枚数は、平成28年度と平成29年度を比較すると大阪府、大阪市とも減少している。しかしながら、中央府税事務所における発行枚数の割合は市内全体の6割以上を占めるとともに、船場法人市税事務所分室についても36か所の窓口拠点の中で3番目に多い状況にある。

以上により、府市申告等受付窓口が多く納税者に広く認識され、定着しているものと考えているが、今後とも繁忙期の対応や円滑な業務執行体制の確保を継続するとともに、納税者サービスの更なる向上に向けて協議を行っていきたいと考えている。

(2) 法人関係共同調査業務の取組状況について

●課税部会から資料説明（資料2）

平成29年度は、大阪府・大阪市がそれぞれ保有する情報を有効活用し、事務所等設立の届出書を提出していない法人を捕捉するため、届出書提出の慫慂を行った。平成29年度の実績としては、慫慂実施件数570件、新規登録件数292件と半数以上の法人が届出を行うなど一定の効果が得られている。また、府市の事務担当者を対象とした法人住民税の事例研修も平成28年度に引き続き開催した。

今年度の取組みとしては、昨年度に引き続き大阪府・大阪市がそれぞれの調査により新規捕捉した法人に対し、届出書提出の慫慂文書を発送し、府市双方に提出を求める案内文を同封することに加え、昨年度の府市連携協議会での議論を踏まえ、府市双方の設立届及び返信用封筒を慫慂文書にあわせて同封することで、届出促進の効果をより一層高める取組みを行うこととした。

また、今年度も府が開催する研修に市の担当者が参加することで、府市間の認識の共有を図るとともに、双方の実務能力の向上のための研修を実施していきたいと考えている。

●主な質問、意見等

（大阪市）

昨年度の府市連携協議会での議論を踏まえ、今年度から新たに府市双方の設立届出書と返信用封筒を慫慂文書に同封することとしたとのことであるが、具体的にどのような効果を見込んでいるのか。

（大阪府）

府市双方の設立届及び返信用封筒を同封することにより、納税者が他方の設立届をインターネット上でダウンロードする必要がないことから、他方の設立届の提出率も高まることが期待できるとともに、返信用封筒の同封により納税者の負担が減少し利便性向上に寄与することとなるため、新規届出件数の増加が見込めるものと考えている。

今後も、課税部会において今年度の取り組みの検証を行い、引き続きさらなる改善に向けて検討してまいりたい。

（大阪府）

今年度も大阪府が開催する研修に大阪市の職員が参加されるとのことであるが、これまで実施してきて、大阪市の参加された職員の感想はどうだったか。

（大阪市）

大阪府主催の研修ということもあり、これまでアンケートは大阪府の職員にしか行っていないことから、具体的な感想は確認できていないが、参加者に聞いたところでは、府市間の認識の共有が図れるとともに、実務能力の向上も図れることから有意義な研修であったと聞いている。

平成30年度の実施においては、こうした効果検証が可能となるよう、開催いただいている大阪府とも調整し、大阪府職員に対してもアンケートを実施する方向で検討したいと考えている。

（大阪府）

大阪府としても、大阪府職員に対するアンケートの実施について前向きに検討していききたい。

府市双方にとってより効果的な研修となるよう、引き続き改善を行っていききたい。

(3) 個人住民税の適正課税の推進等に関する取組状況について

●課税部会から資料説明（資料2）

個人住民税の適正課税等を推進するため、平成27年4月に設置された「大阪府個人住民税特別徴収推進会議」での決定事項に基づき、平成30年度から特別徴収義務者の一斉指定を実施し、事務対応をスムーズに行うためにQ&Aを作成し、大阪府内全市町村での共有を図った。

また、昨年度に引き続き税理士会など関係団体（昨年より35団体増加の124団体）への広報等の協力依頼や、事業者向けの年末調整説明会（昨年と同様23会場30回開催）を活用し事業者への広報を実施し制度の周知に取り組んだ。

今年度の取組みとしては、特別徴収義務者の一斉指定後の実施状況の検証と課題等の整理を行い、特別徴収の徹底に向けた取り組みについて、「大阪府個人住民税特別徴収推進会議」の幹事会等で検討を進めていくこととしている。

●主な質問、意見等

（大阪府）

特別徴収義務者の一斉指定の実施に伴い、検証等は今後行っていくということであるが、特別徴収に係る通知発送後、問合せなどの状況はどうだったか、また混乱等はなかったか。

（大阪市）

大阪市においては、特別徴収義務者が約12万件あり、一斉に強制指定を行うと大きな混乱を伴うことが想定されたことから、平成28年度から段階的に強制指定を行ってきた。このため、平成28、29年度は周辺の市町村において強制指定されていない特別徴収義務者から、なぜ大阪市だけ強制的に指定をするのかといった問い合わせが多かったが、平成30年度は大阪府下一斉に実施したことから、そうした同一特別徴収義務者における市町村間の取扱いのバラツキもなかったため、問合せ等が集中するなどの大きな混乱はなかった。

(4) 合同滞納整理業務のH28取組結果及びH29取組内容の報告について

●徴収部会から資料説明（資料3）

合同滞納整理業務としては、まず、法人関係税の府市重複滞納事案について、「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム 中央・船場徴収班」で取組みを行った。

平成29年度の実績については、資料のアにあるとおり、中央府税事務所から船場法人市税事務所への情報提供は293件で、このうち、船場法人市税事務所でも処理したものは249件、68,780,747円。一方、船場法人市税事務所から中央府税事務所への情報提供は49件で、このうち、中央府税事務所でも処理したものは49件、4,393,971円となっている。府・市の合計ベースでは、情報提供件数は342件と前年度より減少したものの、処理件数298件・処理金額73,174,718円はともに前年度より増加しており、一定の実績を挙げたものと考えている。

また、昨年度のこの会議で、大阪府及び大阪市の滞納整理職員の人材育成を効率的に行うため、府市合同研修の実施を検討すると報告したところであるが、資料のイにあるとおり、今年の4月18日に大阪市職員人材開発センターにて、滞納整理事務の新任者研修を府市合同で実施した。研修内容は滞納整理の基礎的な知識に関するもので、府・市合わせて105名が受講した。

今年度の取組みについては、中央・船場徴収班での合同滞納整理の取組みは、一定の実績を挙げていることを踏まえ、継続して実施したいと考えている。

また、合同研修については、より充実した内容とするため、今回の合同新任者研修のアンケート結果などを踏まえ、研修内容や研修時期などを再度検討し、引き続き実施したいと考えている。

●主な質問、意見等

（大阪府）

新任者研修を初めて合同で開催したとのことだが、次回に向けて課題はあるのか。受講者の反応はどうだったか。

（大阪市）

これまで各々で行っていた研修を1回で実施し、それぞれで講師を担当することで講師の人数を減らすことができ、また、府・市の滞納整理事務の基本方針をコンパクトにまとめて伝えることができたことから、府・市合同で行うことで一定の効率化を図ることができたものと考えている。

また、府・市の受講者へのアンケート結果によれば、府・市双方の基本方針について理解するのが難しかったという意見もあったが、双方の滞納整理事務を把握することができたといった意見もあり、受講者からも概ね好評であった。

府・市それぞれの基本方針や府・市で異なる納期限・納付方法などをどの程度説明するのかなど、研修内容については改善の余地がある。また、研修の実施時期については、市の人事異動後すぐの実施となったため、再度調整する必要があると考えている。次回の研修がより有意義なものとなるよう、検討してまいりたい。

(5) 税システムの運用課題について

●システム部会から説明(資料なし)

府・市の税務事務システムの運用に関する課題について、情報交換を図るため、平成30年1月24日に、大阪府新別館北館において部会を開催した。

主な課題としては、「納税義務者等の宛名情報の名寄せに関する課題」の他、「特別区の設置を想定した課題」として、“マイナンバー制度における他団体との情報連携に必要となる団体内統合宛名番号の移行方法”、“府税及び市税間における税の証明書発行サービスの差異(コンビニ交付サービスは市町村のみ利用可能)”、“特別区への移管税目に関する府市システム間でのデータ連携方法”、“現在、区単位で管理しているデータの管理方法”等について情報交換を行った。

今年度においては、府市での議論を注視しつつシステムに関する課題について引続き、情報共有・意見交換を行ってまいりたいと考えている。

●主な質問、意見等

(大阪市)

6月18日に大阪府北部を震源とする地震が発生したところであるが、システムの稼働は税務行政の遂行上、極めて重要なものとする。地震等による災害を想定したICT業務継続計画に関するシステム部会での取組みはあるか。

(大阪市)

地震発生の日(19日)に、電話にて両システム間における障害発生等の状況について、確認を行った。

幸いにも府税事務所、市税事務所及び区役所等の事務拠点における停電や情報通信網の断線等は発生しておらず、府・税務情報システム、市・税務事務システムともに正常稼働していた。また、ICT業務継続計画の発動や対応には至っていない。

なお、この間のシステム部会において、「大阪府税務情報システムのBCP(平成24年6月)」に関する情報提供をいただくなど情報共有をおこなってきたところである。本市においては、平成29年度に「ICT-BCP(初動版)」で発生から72時間以内の対応について策定しており、今年度には「ICT-BCP(全体版)」を策定する予定なので、引き続き、システム部会を通じたICT業務継続に関する情報共有等を図ってまいりたい。

3 閉会

(副会長)

今年度から府内全市町村において特別徴収義務者の一斉指定が実施された。この間の大阪府個人住民税特別徴収推進会議などでの取組みもあり、大きな混乱はなかったが、今後、一斉指定後の実施状況の検証と課題の整理を行い、特別徴収の徹底に向け、さらに緊密な府市間における連携が必要になると考えている。

次に、今年度の新たな取組みとして府市合同で滞納整理事務の新任者研修を実施した。受講者からは概ね好評で

あったとのことだが、研修内容や実施時期などの課題について、次回の研修がより有意義なものとなるよう、検討していきたいと考えている。

最後に、システム部会からの報告の質疑応答で、6月18日に発生した、大阪府北部を震源とする地震に関して、ICT業務継続計画に関する質問があった。幸いにも府市ともにシステムへの影響はなかったが、ICT業務に関わらず、今回のような地震などの災害を想定した業務事業継続に関する情報共有などを図る必要があると考えているので、よろしく願います。